平成２４年（フ）第６５９号
大阪府南河内郡太子町大字葉室1062番地
債務者　奥田設備こと　奥田　弘氏
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７８号
大阪府松原市田井城２丁目２番２―407号、前住所大阪府松原市丹南２丁目249番地の14
債務者　佐古栄美子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９０号
堺市南区桃山台１丁３番25―301号
債務者　井上　　望
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９１号
堺市南区桃山台１丁３番25―301号
債務者　井上　由枝
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０１号
堺市北区百舌鳥陵南町１丁77番地１　医療法人以和貴会北条病院６Ｆ、住民票上の住所堺市北区百舌鳥陵南町１丁93番地１　グランドメゾンなかもずＡ105号
債務者　岡村　君榮
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０４号
堺市北区中長尾町４丁３番６号　糊谷文化
債務者　健康サロンやわらぎこと　杉野　　保（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
岡山県倉敷市水島西千鳥町３番３―202号
債務者　松崎　光子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
岡山県倉敷市大内916番地３　ウィンズ21Ａ―201号
債務者　三浦　由勝
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
北海道樺戸郡新十津川町字中央524番地15
債務者　堅田　恵美
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
北海道滝川市黄金町東２丁目10番20号
債務者　橋本ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
北海道室蘭市中島町１丁目19番１―301号、前住所北海道室蘭市八丁平２丁目30番17号
債務者　伊藤　尚美
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
北海道伊達市舟岡町29番地、前住所北海道伊達市舟岡町190番地15
債務者　志田　千春
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
青森県弘前市大字宮園４丁目３番地１　県営住宅３－１－３号
債務者　中村　正彦
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第８２号
青森県弘前市大字宮園４丁目３番地１　県営住宅３－１－３号
債務者　中村　史子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３６５号
神奈川県小田原市飯田岡584番地の１　久津間ハイツＢ、前住所神奈川県小田原市飯泉1217番地の18　フラワーコート飯泉201
債務者　阿部　重敏
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７８号
神奈川県小田原市板橋199番地　川口アパート101右号室
債務者　安藤須恵子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８８号
神奈川県平塚市松風町11番19号　タウンハウス平塚101号、前住所神奈川県平塚市平塚３丁目14番２―107号　クロシェット
債務者　島　孝太郎
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部